平成２９年（再イ）第１８１号
千葉県松戸市栄町西１―828―６
再生債務者　藍原　徹也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第３３号
堺市東区南野田94番地24
再生債務者　河野　雅人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再イ）第１７号
神戸市西区水谷１丁目１番19号
再生債務者　黒田　哲生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月１日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２９年（再イ）第６６号
千葉県八千代市大和田新田655番地１
再生債務者　武藤　直三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１４０号
横浜市港南区野庭町590番地１京急プライムテラス上永谷307号
再生債務者　熊本　敬大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１８号
静岡県浜松市中区助信町20番33号
再生債務者　永田　雅大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２９年（再イ）第１０３号
名古屋市名東区勢子坊２丁目1123番地の２
再生債務者　原　　幸司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１４６号
愛知県知多市新舞子字大口201番地の７　サプリーム新舞子Ⅱ102
再生債務者　川上　　翔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第７号
三重県多気郡明和町大字上野82番地７
再生債務者　金野　晃憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月１日　　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（再イ）第４号
島根県出雲市美談町429番地18
再生債務者　須田　信恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月１日　松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（再イ）第３２号
北海道旭川市豊岡４条３丁目７番６号　デベックス豊岡205号室
再生債務者　長倉　康智
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日　　旭川地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１０７号
愛知県尾張旭市南原山町赤土216番地
再生債務者　水野　有貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２６号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目１番１―404号
再生債務者　恒吉　俊夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第９号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下208番地１
再生債務者　角　　泰文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月31日　　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１１５号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番４―507号
再生債務者　和田　光央
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月１日
札幌地方裁判所民事第４部

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　照屋　俊幸
登録番号　23166
事 務 所　沖縄県那覇市松尾１―19―27
ミルコ那覇ビル702
弁護士法人テルト法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成29年８月23日

平成 29 年８月 30 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

岡山弁護士会が平成28年３月29日に告知した同会所属弁護士一井淳治会員（登録番号8194）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成29年８月23日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成29年８月28日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 29 年８月 28 日　　日本弁護士連合会